迅速審査（別紙）

※「沖縄県立看護大学研究倫理審査委員会規程」第４条の迅速審査に該当する項目を

　✓すること。

□１．次に定める研究計画の軽微な変更に関する審査

□①実施期間の延長

□②実施責任者、担当者の変更・追加

□③実施方法の変更

□④その他これらに準ずる変更

□２．他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において研究倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

□３．侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

□４．軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査